

奈良県文化会館公共施設等運営事業  
実施方針の新旧対照表

No	該当箇所					見出し	旧	新
	I	1	(1)	1)	①			
1	I	2	(14)			事業者が支払う本事業の運営権対価	事業者が運営権対価を提案できる場合は、I.1.(10)2)に掲げる運営に係る費用について事業者が全額負担することを提案する場合である。	事業者が運営権対価を提案できる場合は、I.2.(10)2)に掲げる運営に係る費用について事業者が全額負担することを提案する場合である。
2	II	3	(1)	1)	viii	応募者の構成	<p>また、応募者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、<u>他の応募者</u>として参加できないものとする。ここでいう「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のとおりとする。</p> <p>ア 資本関係</p> <p>・次のいずれかに該当する二者の場合をいう。ただし、会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>(ア) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号及び同法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による親会社と同法第2条第3号及び同法施行規則第3条の規定による子会社の関係にある場合</p> <p>(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係</p> <p>・次のいずれかに該当する二者の場合をいう。</p> <p>(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(ただし、一方の会社の社外取締役が、他方の会社の社外取締役を兼ねている場合を除く)</p> <p>(イ)一方の会社の役員が、他方の会社において、会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合</p>	<p>応募者(応募グループの場合は、代表企業、構成企業及び協力企業を含む。)と資本面若しくは人事面において関連がある者は、<u>他の応募者(応募グループの場合は、代表企業と構成企業に限る。)</u>として参加できないものとする。ここでいう「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のとおりとする。</p> <p>ア 資本関係</p> <p>・次のいずれかに該当する二者の場合をいう。ただし、会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>(ア) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号及び同法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による親会社と同法第2条第3号及び同法施行規則第3条の規定による子会社の関係にある場合</p> <p>(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係</p> <p>・次のいずれかに該当する二者の場合をいう。</p> <p>(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(ただし、一方の会社の社外取締役が、他方の会社の社外取締役を兼ねている場合を除く)</p> <p>(イ)一方の会社の役員が、他方の会社において、会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合</p>